

第1号様式（第3関係）

平成30年度青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

申請者氏名

印

特定不妊治療費助成事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記により申請します。

交付申請額	※算用数字で記入		指定医療機関で証明した特定不妊治療に要した費用と治療内容等に応じた助成上限額（裏面）とを比較して少ない方の額				
	(男性不妊治療除く) 金 _____ 円						
	(男性不妊治療分) 金 _____ 円						
		(合計) 金 _____ 円					
申請者 ※自署又は記名捺印	(ふりがな)		生年月日	昭和	年	月	日生
	氏名	印		平成	(
配偶者 ※自署又は記名捺印	(ふりがな)		生年月日	昭和	年	月	日生
	氏名	印		平成	(
申請者住所		〒 _____		電話 (_____)			
配偶者住所 ※申請者と異なる場合のみ記入		〒 _____		電話 (_____)			
治療した 指定医療機関	医療機関名						
	住所						
過去の助成の有無 (過去に青森県又は他の都道府県、指定都市、中核市で受けた助成についてご記入ください。)	無 ・ 有 (回)	自治体名	時 期	自治体名	時 期		
			年 月		年 月		
			年 月		年 月		
			年 月		年 月		
			年 月		年 月		
希望する支払い金融機関 (申請者名義の口座とする)	金融機関名		支店名				
	口座の種類	普通・当座	口座番号				
	口座名義人						

(注意)

1 申請期間は、治療終了日の属する年度内です。ただし、平成30年3月1日から3月31日までの間に治療が終了した場合は、平成30年6月末日まで申請が可能です。

2 添付書類

- (1) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- (2) 指定医療機関の発行した特定不妊治療費に係る領収書
- (3) 特定不妊治療費助成事業の申請に係る照会等に関する同意書
- (4) 法律上の婚姻関係にあることを証明する書類（発行日から3ヶ月以内の戸籍謄本※）
※本県において2回目以降の申請で、住民票謄本の「続柄」及び「筆頭者」の記載から婚姻関係が証明できる場合は省略可能
- (5) 夫及び妻それぞれの住所を確認できる書類（発行日から3ヶ月以内の住民票謄本）
- (6) 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については、前々年）の所得課税(非課税)証明書

例	申請月	証明年(年度)
	平成30年4～5月	平成28年分(平成29年度)
	平成30年6月～平成31年3月まで	平成29年分(平成30年度)

- (7) 振込先の金融機関、支店、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)がわかる通帳等の写し

(以下は記入不要です)

受給者番号								(承認・不承認) 決定年月日	年 月 日
-------	--	--	--	--	--	--	--	----------------	-------

第1号様式（第3関係）

（裏面）

治療内容毎の1回あたりの助成上限額

区分	治療内容等	治療1回あたりの助成上限額
A	新鮮胚移植を実施	150,000円（初回は300,000円）
B	凍結胚移植を実施	150,000円（初回は300,000円）
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	75,000円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	150,000円（初回は300,000円）
E	受精できず、または、異常受精等により中止	150,000円（初回は300,000円）
F	採卵したが、卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	75,000円

※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は150,000円まで助成します。

【説明1】治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことについて

（1）報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、公益社団法人日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

（2）報告の内容・方法

各医療機関から、公益社団法人日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

【説明2】以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことについて

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。